

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に対する意見について

平成 15 年 7 月 25 日
環境省大臣官房政策評価広報課

標記について、別添のとおり意見を提出いたします。

なお、廃棄物処理施設の設置等に関する総論は以下のとおり。

【総論】

廃棄物処理業の実施及び廃棄物処理施設の設置については、憲法が定める職業選択の自由等の保障対象となると思料しているところ、当省が所管する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、生活環境保全等のため、その実施等を一般的に禁止し、個別事案について行政庁の許可により解除している。

実態上も、廃棄物は人の生活・生産活動から不可避免的に発生するものであり、生活環境保全上適正な廃棄物の処理及び処理施設の円滑な実施・運営は社会にとって不可欠なものと考えている。

他方、産業廃棄物に対する悪印象から、適正な廃棄物処理施設等であっても、配置予定地又は設置地の住民から「迷惑施設」等として忌避されることが多い。

今回の、司法の行政に対するチェック機能の強化の御検討に際しても、このような社会的に必要な「迷惑施設」等の設置に係る影響について、十分御検討願いたい。

(個別の意見については別添参照)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	環境省
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備
<p data-bbox="312 512 1185 548">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="279 598 1398 880">・ 廃棄物処理業の許可の取消しを受けた者からは、許可の取消がされた場合、行政不服審査等においても、しばしば、営業が継続できないことから執行停止をしてほしいとの主張が行われるところ、処分された業者の営業中断による損失は経済的不利益であり、事後的補償が可能であるところ、処分された業者が執行停止の結果違法行為を継続した場合に生ずる生活環境保全上の不利益は取り返しのつかない場合も多く、また、その回復に多額の費用、場合によっては公費の投入が必要であることから慎重な取扱いが必要と考える。</p> <p data-bbox="312 1339 991 1375">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	環境省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (2)行政の行為の差止めを求める訴え		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>・ 総論でお示したとおり、廃棄物処理施設については一般的には「迷惑施設」と捉えられる傾向にあるので、事業者が自治体に施設設置の許可申請をしても自治体の十分な審査を経ることなく付近住民から行政の行為の差し止めを求める訴えを提起しうるとした場合、施設設置の手續に著しい遅延を来すケースが生ずることが予想される。その結果適正な処理施設の設置が滞り、当該自治体における廃棄物処理政策に重大な支障を来すという問題が生ずる。これにより、特に広域的に処理される産業廃棄物については全国的な処理施設のひっ迫がますます進むほか、不法投棄の増加につながりかねないものである。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	環境省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (1)行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>・ 紛争の成熟性に関わりなくすべての行政立法、行政計画等を一律に取消訴訟の対象とすれば、行政立法、行政計画等の妥当性に関する抽象的な取消訴訟が頻発するおそれがあり、効率的な行政の推進を妨げかねない。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

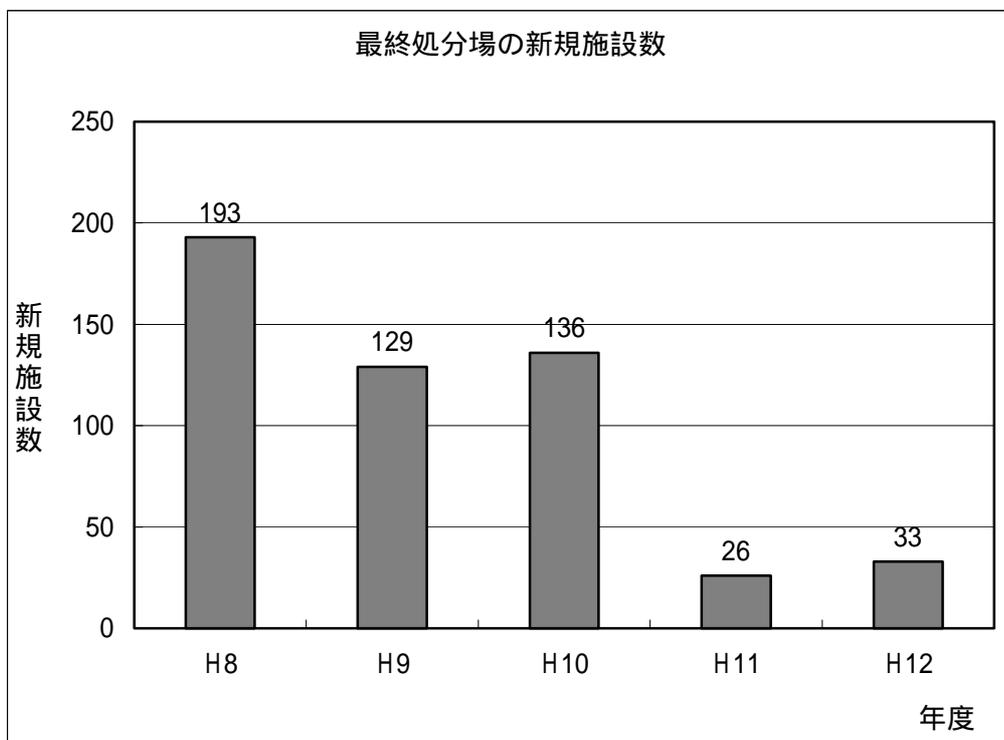
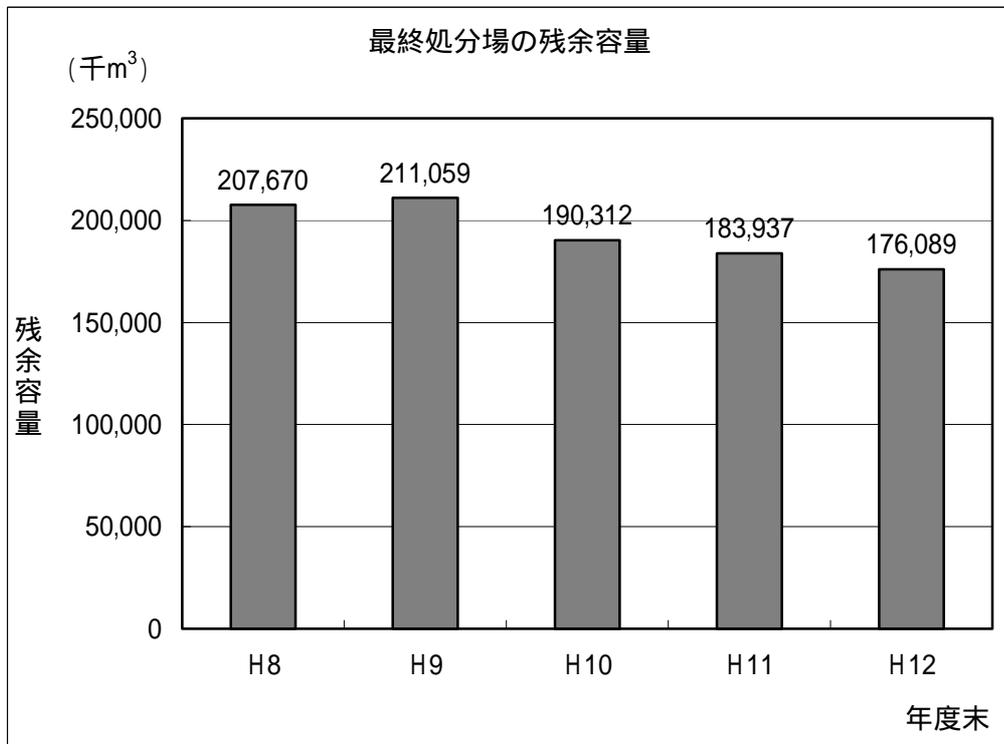
「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	環境省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1)原告適格の拡大
<p data-bbox="312 465 1185 499">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="280 548 1398 703">・ 総論でお示したとおり、廃棄物処理施設は、一般的には「迷惑施設」と捉えられる傾向にあるため、個別具体的な保護法益といった一定程度明確な基準の設定がなければ、原告適格が無制限に拡大されるおそれがあることに十分留意すべきである。</p> <p data-bbox="280 712 1398 992">当該施設の整備に関し非常に薄い利害関係しか有さない者について原告適格を認めるとした場合、廃棄物処理施設の設置許可をめくり多数の取消訴訟が起こり、適正な処理施設について近隣住民の理解を得るプロセスに不当な支障が生じかねない。この結果施設の計画的な整備が滞り、廃棄物の適正な処理及び生活環境の保全が図られなくなるという問題が生ずる。特に広域的に処理される産業廃棄物については、全国的な処理施設のひっ迫がますます進むほか、不法投棄の増加につながりかねないものである。</p> <p data-bbox="312 1332 991 1366">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	環境省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>B 案 個人に原告適格が認められない場合でも、特定の利益を保護することを目的とする団体にその利益を守るための訴訟の原告適格を認める考え方について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自然環境保全の分野において個人に原告適格が認められないと考えられる場合、例えば、希少な動植物の保護のみを根拠とした原告適格を主張して、開発許可に対する取消訴訟を提起する場合を考えると、そもそもこうした問題の解決を、原告・被告間の具体的な争訟事件の解決を目的とする司法権によることが適当かどうかについては、慎重な検討を要する。・ むしろ、こうした問題は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの適正な実施、更には事業に先立つ上位計画などより早期の段階でアセスメントを行う「戦略的環境アセスメント」の実施などの行政プロセスの中で、環境保護団体からの意見聴取及び幅広い関係者の合意形成を含め解決を図ることが、効率的かつ効果的ではないかと考えられる。 <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

環境省補足資料



(出典) 環境省『産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成12年度実績)』